

第15回厚生政策セミナー

テーマ 暮らしを支える社会保障の構築
——様々な格差に対応した新しい社会政策の方向——

開会の辞 (国立社会保障・人口問題研究所所長) 西村周三

問題提起 (国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部長) 金子能宏

第1部 基調講演

基調講演1

... (ニューヨーク市立大学教授／ルクセンブルク所得研究センター長) ジャネット・ゴルニック
基調講演2 (京都大学大学院文学研究科教授) 落合 恵美子

第2部 パネルディスカッション

パネル討論1

パネリストのコメント (日本女子大学人間社会学部教授) 岩田正美
 (同志社大学経済学部教授) 橘木俊詔
 (国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部長) 阿部 彩
 司会: (国立社会保障・人口問題研究所政策研究調整官) 松本勝明
 パネル討論2 ジャネット・ゴルニック, 落合恵美子, 岩田正美, 橘木俊詔,
 阿部 彩, 松本勝明 (司会)

閉会の辞 (国立社会保障・人口問題研究所副所長) 高橋重郷

【基調講演1】

女性の経済状況とジェンダーの公平性に関わる両立支援策の
あり方—ルクセンブルク所得研究 (LIS) が得た知見から—

ジャネット・ゴルニック

ただいまご紹介にあずかりました、ルクセンブルク所得研究センター長のジャネット・ゴルニックと申します。この度は、私を日本に招待してい

ただき、また、こうした場で発表の機会を与えていただきましたことを、心より嬉しく、また、感謝申し上げます。



では、早速ではあります
が、本題に入らせていただきたいと思います。本日
は、3つのテーマについて
お話をさせていただきたい
と思います。まず、通称
LIS (Luxembourg Income
Study) と呼ばれているル
クセンブルク所得研究センターについてです。
LISとはどういった組織なのか、その取り組みと
これまでの成果、さらに、現在LISが推進してい
る調査研究の傾向と概要を説明いたします。2点
目は、LISのデータに基づく最近の研究成果とし
て、「女性、貧困、および、社会政策レジーム：国
際比較分析」というLISのワーキング・ペーパー
(Gornick and Jäntti, 2010) の内容を紹介させて
いただきます。本日は、この論文の共同執筆者で
あるストックホルム大学教授のマーカス・ジャン
ティ氏もこの場にいらっしゃいますので紹介さ
せていただきます。この研究の英語版は、既に
ウェブ上で公開されておりますが、日本でのこの会
議のために、日本語に翻訳して頂いたと伺って
おります。LIS研究の関連で少し宣伝をさせて
いただくと、LISワーキング・ペーパーの最新版は、
ピーター・ソンダーズ、ロイ・セントベリー両氏
との共同研究で、特に日本を対象とした貧困に關
する政策研究です。そして、最後に、女性の仕事
と家庭の両立支援についてお話をさせていただき
たいと思います。私は、『ジャーナル・オブ・ヨー
ロピアン・ソーシャル・ポリシー』誌で、家庭、
休暇、ジェンダーとその公平性に関する研究をま
とめました。この論文では、私が長年取り組んで
まいりました仕事と家庭の両立支援策に関する解
説を行ったのですが、その中には、最近の日本に
おける研究も盛り込んでおります。

ルクセンブルク所得研究センター (LIS) は、
1983年に設立されて既に27年が経過しました。本
部は名前の通りルクセンブルクにありますが、そ
のほかに、ニューヨーク市立大学にサテライトオ
フィスがあり、また、ストックホルムにあるヤン

ティ博士の研究室を出先機関としております。
LISの主要な活動の1つは、個人および一般世帯を
対象とする個票レベルのマイクロデータを研究者
へ提供することです。このマイクロデータには、
2種類のデータベースがあります。まず、大規模
なものは、ルクセンブルク所得研究のデータベー
ス (LIS) です。これは、所得のデータベースで
あり、40カ国から集められた、およそ200のデ
ータベースが盛り込まれております。このデータ
は、1980年から2006年にかけて5年ごとに集めら
れていて、既に6回の集計がされています。ほとん
どのデータは、高位所得の国々から集められ
ておりますが、今後3年、ないしは5年間に、15
カ国の中位所得国のデータを追加することになっ
ていて、LISは新たな展開を迎えることになります。
もうひとつは、LWS (Luxembourg Wealth
Study) と呼ばれる小規模データベースです。
LWSは、2007年に始められたルクセンブルク資産
研究のこと、10カ国の高位所得国から集められ
た15のデータセットを有し、相互に比較可能な情
報となっております。LWSは、われわれの新しい
エキサイティングな取り組みであると自負してお
ります。高所得層を対象とした資産に関するこう
した国際比較研究の取り組みは、世界で初めての
ことです。そして、今期には、日本からのマイク
ロデータも新たにLWSのデータベースに加わりま
した。後ほど、皆さまからのご質問もあるか
と思いますが、日本の参加は、ルクセンブルク資
産研究にとって非常に価値のあることでした。さ
らに、所得データベースにも、日本からの情報を
取り入れていきたいと考えております。近い将来
には、ルクセンブルク、オーストリア、スペイン
も参加予定です。

ここで、LISについて、少し詳細な説明をさせ
ていただきます。LISデータには、所得、税金、
公的・私的な所得移転に加えて、世帯人口統計や
労働市場における諸活動に関するデータも含まれ
ております。また、いくつかのデータセットには
消費と支出に関するデータも盛り込まれていま
す。LISデータは、3つの経路からのアクセスが可

能となっています。まず1つは遠隔操作によるアクセスです。研究者は、世界中のさまざまな場所からパスワードとIDを入力することで、マイクロデータにリモートでアクセスし、多岐にわたるデータを取り込むことができます。2つ目はウェブタブという方式によるもので、ウェブタブレーターと呼ばれるオンラインの作表ソフトによって、それぞれの研究者が必要とする表や図を自由自在に作ることができます。最後にいくつかの重要な統計指標、例えば、貧困や雇用データ、あるいは、公平性に関するデータは、すべての研究者が利用可能なように公に提供されています。LISデータについて、こうした複数のアクセス経路を設けたのは、どのようなITスキルの研究者にとってもアクセス可能で利用しやすくするためです。

LISデータは、経済学者、社会学者、および、政策研究者によって利用され、貧困、所得分布、所得の動向、市場における不均衡などが主とした研究対象となっております。また、国レベルでのLISによるマクロ指標と、他国のデータと比較検証することによって、政治学の研究にも応用されております。ルクセンブルク所得研究センターでは、客員研究員プログラムやトレーニングワークショップを開催しており、先ほど申し上げたように、その研究成果は、およそ600のワーキング・ペーパーなどを通じて、既に公表されております。われわれは、それぞれの国のデータの制作者のポリシーを尊重し、LISデータのアクセスを無制限には認めておりません。しかし、日本はルクセンブルク所得研究の加盟国となっておりますので、日本出身の研究者に対しては、無料で利用可能な体制がようやく整いました。NSTC (Non-student in financially-contributing country)との共同で、皆さまのご研究にもぜひ活用していただければ幸いです。データの利用方法の詳細につきましては、後ほどお話をさせていただきたいと思います。パンフレットも用意してまいりましたので、ぜひご覧ください。LISデータの紹介については以上です。

では、冒頭でお話しした研究について、具体的な内容をご紹介しましょう。女性の貧困は、皆さんにとっても非常に関心の高いものであると思います。LISデータによって、どのような研究が可能であるのか、その点についても留意しながら説明していきたいと思います。私どもが利用したのは、2010年に作成されたデータで、26カ国が分析の対象となっております。英語圏からは、オーストラリア、カナダ、アイルランド、イギリス、米国の5カ国、ヨーロッパ大陸からは、オーストリア、ベルギー、フランス、ドイツ、ルクセンブルク、オランダの6カ国、北欧では、福祉大国デンマーク、フィンランド、ノルウェー、スウェーデンの4カ国、東欧は、EU移行後のハンガリーとスロベニアの2カ国、南欧は、ギリシャ、イタリア、スペインの3カ国、中南米からは、ブラジル、コロンビア、グアテマラ、メキシコ、ペルー、ウルグアイの新規に参画した6カ国です。中南米のデータは2004年（第6回調査）のものですが、それ以外の国々は2000年（第5回調査）のデータになります。

この研究では、「世帯」を基本とした貧困について検証をすることにします。言うまでもなく、ジェンダー・ギャップや貧困について研究する上では、「世帯」をどう捉えるかということが大きな課題となっております。一般的に、貧困を論ずる場合には「個人」のレベルで語られることがほとんどですし、LISでも「個人」に着目した貧困の指標や貧困研究が多々行われておりますが、今回のわれわれの研究では「世帯」を対象とした貧困を考えいくことにします。したがって、「個人」を対象とした研究については、今回は触れないことにします。

さて、ここでは、世帯所得について次の2つの指標を使います。まず1つは、税引き後における所得移転（再分配）前の所得です。賃金収入、現金ベースでの資産所得、企業年金からの所得を合計したものから、所得税および給与税や社会保険料負担などの義務的な負担をひいた所得で、ここ

ではPreと呼ぶことにします。もう一つは税引き後における所得移転（再分配）後の所得です。後者は、調整前の所得であるPreに、私的な所得移転、および、福祉大国では欠かせない2つの要素である社会保険と社会扶助を加算した所得で、ここではPostと呼ぶことにします。ここでは、こうした世帯所得に対して世帯の規模を考慮した調整を行います。世帯所得の調整にはさまざまな方法が存在しますが、われわれは等価法式、つまり、非調整所得を世帯規模の平方根をもって割る次のような方法を用いました。

$$Y_{ADJ} = \frac{Y}{\sqrt{\text{世帯規模}}}$$

この式で、 Y_{ADJ} は調整済みの所得、Yは分析内容によってことなりますが、所得移転（再分配）前後いずれかの所得、世帯規模は世帯構成員の人数を示しています。これは、世帯規模が大きくなるにつれ世帯コストが低くなるという、規模の経済の性質を利用した方法で、規模の経済を100%享受している場合の半分にあたる0.5を採用します。

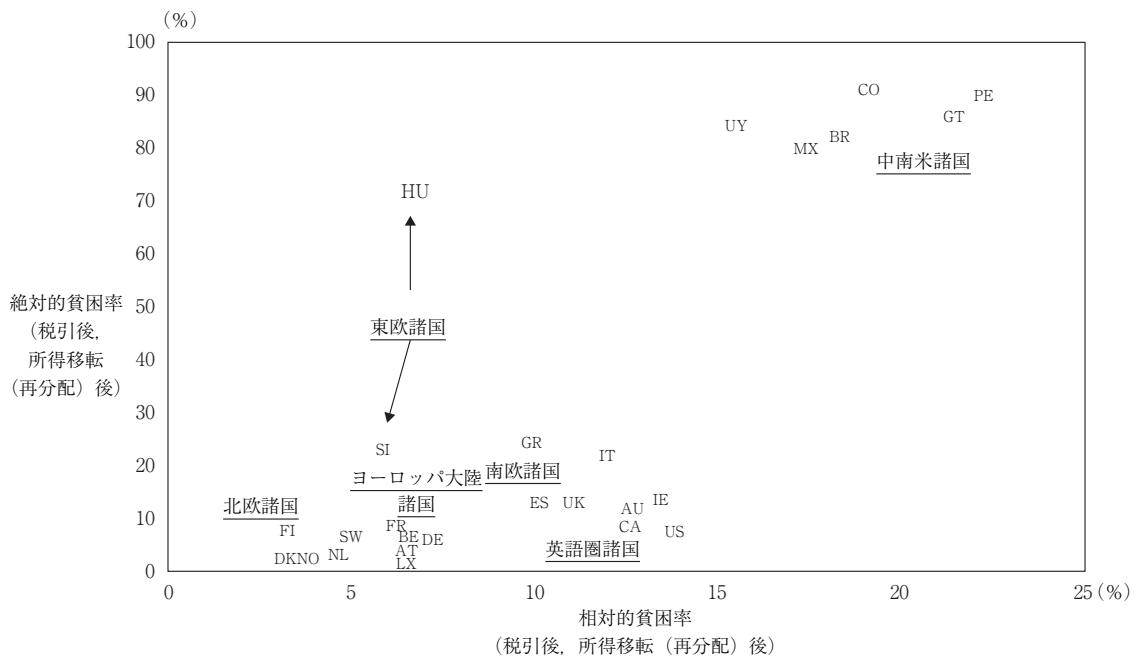
次に、より詳細な方法論などについては、実際の論文でご確認いただきたいと思いますが、ここでは相対的な指標、つまり、相対的な貧困率の測定を行っております。相対的貧困率とは、まず世帯規模によって調整した等価可処分所得を算出し、それが全国平均の50%に満たない場合には、相対的な貧困状態にあると考えます。さらに、ここでは、相対的貧困率との比較対照のため、同じLISデータを用いた絶対的貧困率も計算してみました。絶対的貧困率は、貧困線を1つ選択して、購買力平価による国ごとの貧困率を算出したものです。このワーキング・ペーパーでは、2005年におけるアメリカの4人家族の貧困線を基準にして、各国の貧困線を算出しております。

では早速、女性の貧困について国際比較を行った結果について、4つの図をお示ししながら説明

させていただきます。1つ目は、所得移転（再分配）後の所得で測った相対的貧困率と絶対的貧困率との違い、2つ目は、相対的貧困率の所得移転（再分配）前後における違い、3つ目は所得移転（再分配）後の所得で測った相対的貧困率の世帯形態による違い、そして、最後は同じく所得移転（再分配）後の所得で測った相対的貧困率の労働市場における地位の違いをそれぞれ示しています。男女間の差異などさらに踏み込んだ議論につきましては、ここではご説明を省かせていただきますので、論文の方でご確認いただきたいと思います。

図1は、再分配後の所得で測った相対的貧困率と絶対的貧困率との相関を示しています。横軸には相対的貧困率、縦軸には絶対的貧困率をとっています。前にお話ししたように、貧困率の計算の基となった所得は世帯規模によって調整済みです。ではまず、横軸をご覧ください。相対的貧困率については、分析対象となった国を地域別にグルーピングしており、その特徴が顕著に表れています。クラスター（つまり、集団）による分析は、しばしばこうした研究において採用される手法です。横軸にとった相対的貧困率を左から右へと見ていてください。女性の貧困率は、クラスターごとの平均で、北欧諸国で4%，ヨーロッパ大陸諸国で6%，2カ国ですが東欧諸国でも6%，南欧諸国ではおよそその2倍の11%，英語圏諸国で13%，中南米は19%となっております。したがって、女性の相対的な貧困率は、ここでは地域別でかなりばらつきがあることがおわかりになると思います。

次に、縦軸は絶対的貧困率を示しています。相対的貧困率と同様に、絶対的貧困率も地域によってばらつきがあるということがわかります。しかし、ばらつきのパターンが、先ほどご覧いただいた相対的貧困率とは若干異なります。北欧諸国とヨーロッパ大陸諸国では同じ5%であるのに対して、英語圏諸国ではその2倍の11%，南欧諸国ではさらにその2倍の20%となっております。東欧



注) それぞれの国名は以下の通り。AUオーストラリア、CAカナダ、IEアイルランド、UKイギリス、US米国、ATオーストリア、BEベルギー、FRフランス、DEドイツ、LXルクセンブルク、NLオランダ、DKデンマーク、FIフィンランド、NOノルウェー、SWスウェーデン、HUハンガリー、SIスロベニア、GRギリシャ、ITイタリア、ESスペイン、BRブラジル、COコロンビア、GTグアテマラ、MXメキシコ、PEペルー、UYウルグアイ。

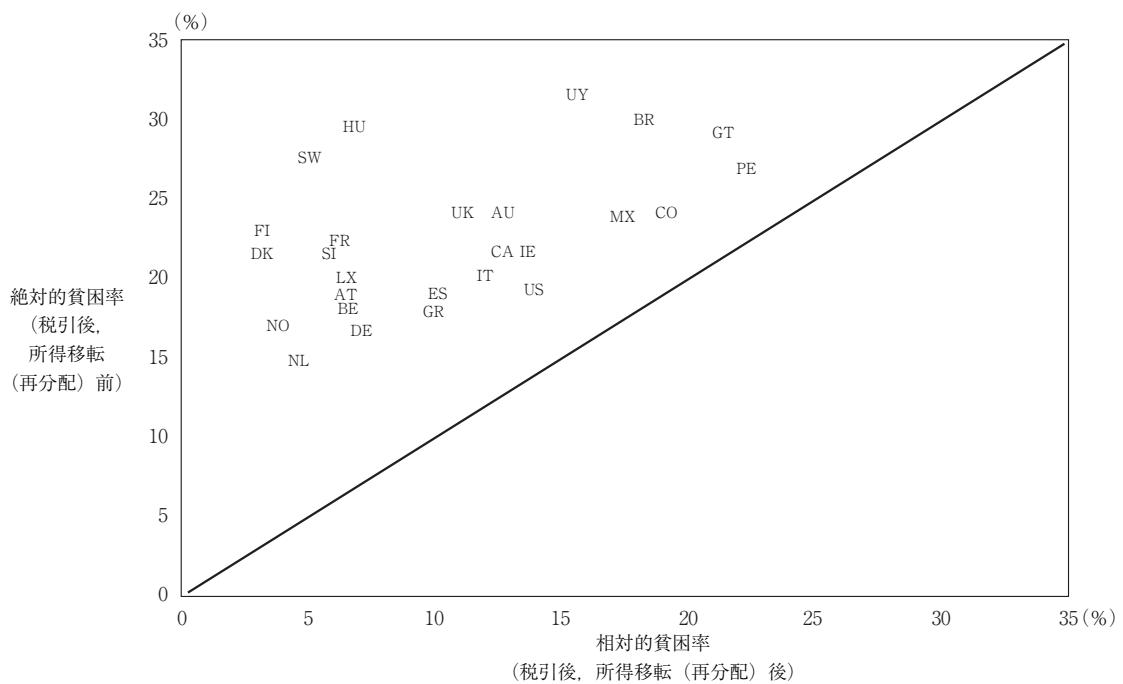
図1 貧困世帯に属する女性の割合 絶対的貧困 対 相対的貧困（税引後、所得移転（再分配後））

の2カ国については、EU移行後のスロベニアで24%、中位所得国のハンガリーでは71%となっていて、中南米では86%となっています。では、これらの結果から導き出すことができる結論はどういうものなのでしょうか。まず1点目は、貧困の動向を検証する場合、国際比較をする上で地域別にクラスター分析をすることが非常に有益であるということです。2点目は、相対的貧困と絶対的貧困は明確に識別されるべき概念であるということです。これについては、国際比較研究をやっている研究者の間でかなり議論を尽くしてきました。相対的貧困と絶対的貧困の違いを検証する意味でも、中位所得国をLISデータのアーカイブに加えることは、非常に大きな意味を持っていることがおわかりになると思います。

次に、図2を見ながら、国家の役割について考

えてみたいと思います。図2は、中年層の女性を対象として、縦軸に再分配前の相対的貧困率、横軸に再分配後の相対的貧困率をとった図です。ここで、左下から右上と伸びている45°の対角線上の点は、再分配前後の所得で測った貧困ラインが同一であることを表しています。したがって、45°の対角線よりも左上にすべての国がマッピングされているということは、貧困が所得移転によって軽減されるということを示しています。

では、国別の状況はどうなっているでしょうか。ここでは、ある算定テクニックを採用することによって、国別の所得移転の特徴を浮かび上がらせるすることができます。それは、(Pre – Post) / Preという計算式で、研究者が貧困軽減率の差異を測定するためにしばしば用いる方法です。ここでは、45°の対角線から乖離した上方に位置する



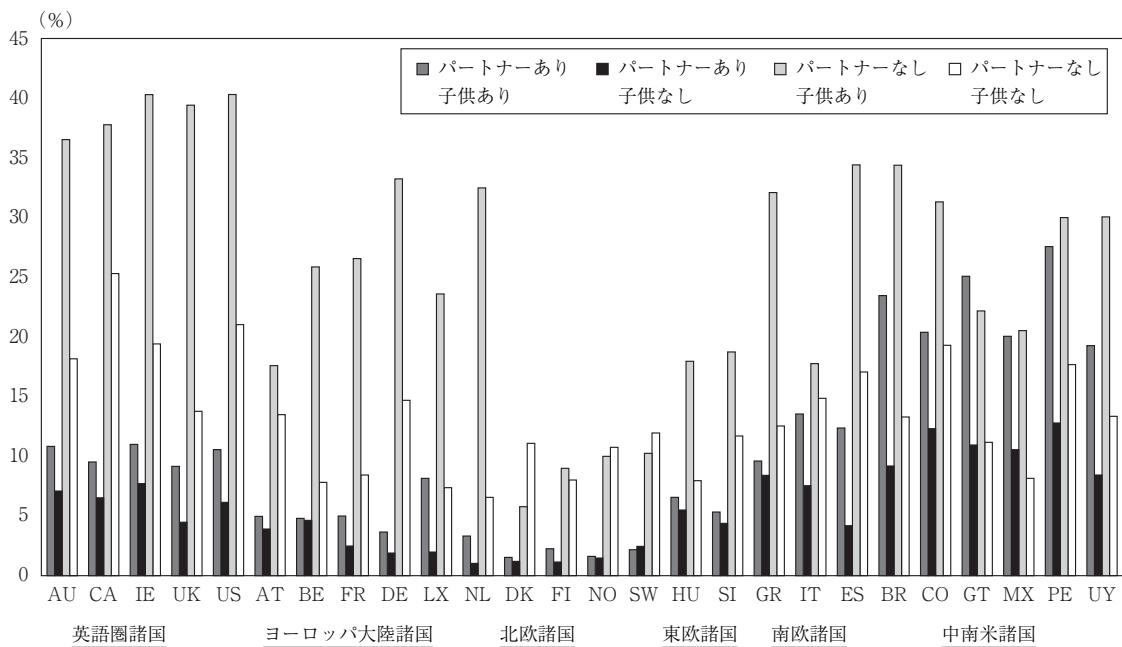
注) それぞれの国名は以下の通り。AUオーストラリア, CAカナダ, IEアイルランド, UKイギリス, US米国, ATオーストリア, BEベルギー, FRフランス, DEドイツ, LXルクセンブルク, NLオランダ, DKデンマーク, FIフィンランド, NOノルウェー, SWスウェーデン, HUハンガリー, SIスロベニア, GRギリシャ, ITイタリア, ESスペイン, BR ブラジル, COコロンビア, GTグアテマラ, MXメキシコ, PEペルー, UYウルグアイ。

図2 貧困世帯に属する女性の割合 所得移転（再分配）前の貧困 対 所得移転（再分配）後の貧困
(相対的貧困率)

ほど、公的な所得移転の役割が大きくなっていると解釈することができます。中南米では、所得移転によって24%～32%貧困が軽減されます。英語圏諸国と南欧諸国がその次に位置しており、43%～45%の貧困が軽減されています。ヨーロッパ大陸諸国では、66%～67%の軽減が見られます。東欧諸国では、72%～75%の軽減率になっており、例えば、ハンガリーでは、Preで測った貧困率が30%なのに対して、Postでは7%まで低下しています。最後に、北欧諸国については、貧困率がおよそ80%大幅に軽減されています。ここから導き出される結論は、非常に単純で分かりやすいものであると思います。それは、公的な所得移転によって貧困の軽減が実現されるということと、その軽減度合いは、国家をグルーピングした地域別のクラスターによってばらつきがある、と

いうことです。

図3は、国ごとの女性観の違いを示しています。図3は、50%を中心値として所得移転後の所得で測った女性の相対的貧困率を表しています。この図の中では、各国の女性の貧困率を世帯類型ごとに4つのサブグループに分けています。4つのサブグループとは、「パートナーあり、子どももあり」、「パートナーあり、子どもなし」、「パートナーなし、子どもあり」(つまり、シングルマザー)，そして、「パートナーなし、子どもなし」(つまり、単身の女性)です。パートナーとは結婚相手、または、同居している相手をさし、ここではこの2つを同じグループとして扱っています。これについては議論の余地があるかもしれません。この図から分かることは、かなり自明なことだと思います。結論としては、相対的貧困率に



注) それぞれの国名は以下の通り。AUオーストラリア、CAカナダ、IEアイルランド、UKイギリス、US米国、ATオーストリア、BEベルギー、FRフランス、DEドイツ、LXルクセンブルク、NLオランダ、DKデンマーク、FIフィンランド、NOノルウェー、SWスウェーデン、HUハンガリー、SIスロベニア、GRギリシャ、ITイタリア、ESスペイン、BR ブラジル、COコロンビア、GTグアテマラ、MXメキシコ、PEペルー、UYウルグアイ。

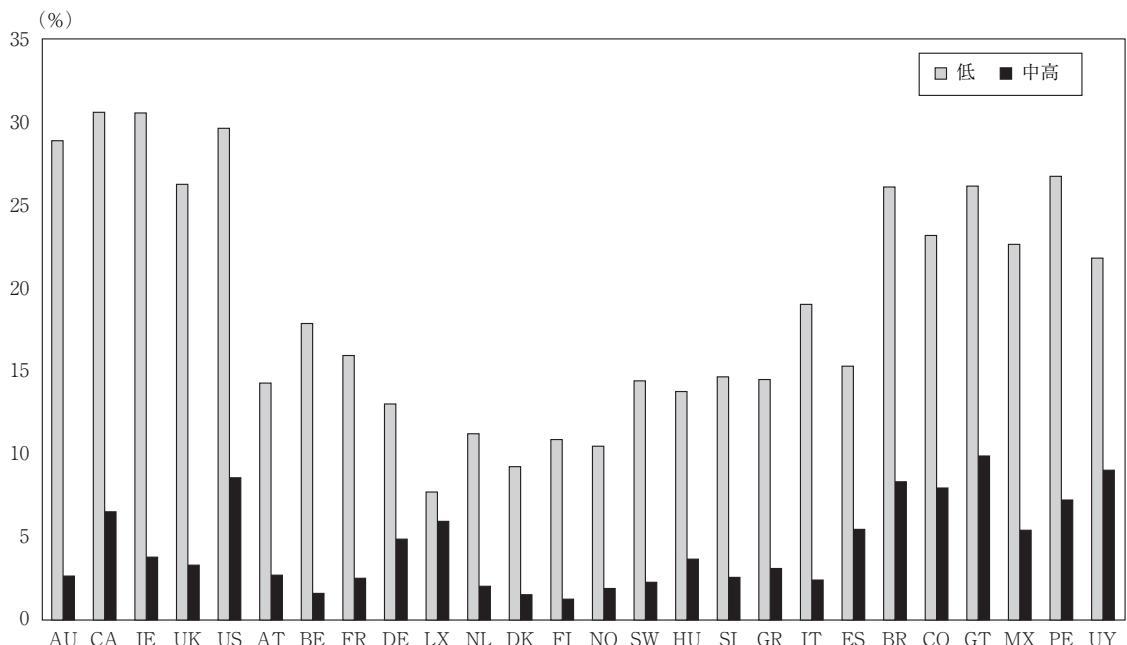
図3 貧困世帯に属する女性の割合 世帯形態別（所得移転後の相対貧困率）

とっては家族構成がかなり重要な要素ではあるが、その重要性が国によって異なるということです。

図3を見て最初に気付くのは、シングルマザーが一番貧困の可能性が高いということです。シングルマザーの貧困世帯に占める確率は25%で、この現象はほとんどどの国でも同じです。ただ4カ国例外があります。福祉大国デンマーク、フィンランド、ノルウェー、スウェーデンの北欧4カ国です。ここでは、子どもなしの単身女性の方が、母親である人よりも貧困率が高くなっています。これは、子どもがいるかどうかで所得移転が大きく異なるためだと思います。また、グアテマラは結婚している女性の方が単身の女性よりも貧困の確率が高くなっています。シングルマザーの貧困率について、もう一つ顕著な傾向は、英語

圏諸国における彼らの相対的貧困率が37%～40%と一番高いということです。

ほかにもう2点、この図3で指摘しておかなければならぬ点があります。まず1点目は、パートナーありの女性の中では、子どもがいることが貧困率の高さとつながっているということです。スウェーデン以外ではすべての国でそうした傾向が認められます。決して驚くことではありませんが、さらに分析を進めると、子どもがいるということで就労機会が減り、母親の所得が減るわけです。つまり子どもがいることによって、ペナルティーがあり、結果、子どもがいる世帯は、子どもがない世帯に比べて貧困率が高くなるというメカニズムが働いています。2点目は、貧困率の格差は、結婚している女性で子どもなし特にラテンアメリカで高くなっているという点です。こうした背



注) それぞれの国名は以下の通り。AUオーストラリア、CAカナダ、IEアイルランド、UKイギリス、US米国、ATオーストリア、BEベルギー、FRフランス、DEドイツ、LXルクセンブルク、NLオランダ、DKデンマーク、FIフィンランド、NOノルウェー、SWスウェーデン、HUハンガリー、SIスロベニア、GRギリシャ、ITイタリア、ESスペイン、BRブラジル、COコロンビア、GTグアテマラ、MXメキシコ、PEペルー、UYウルグアイ。

図4 貧困世帯に属する女性の割合 労働市場内の地位別（相対的移転所得受取後の相対的貧困率）

景には、ラテンアメリカ諸国では、公的な移転所得が少ないとあります。

この研究の最後に、労働市場内の地位別に女性の貧困率を検証しています。図4は、図3と同様に、中年層の女性を対象として、所得移転後の所得で測った相対的貧困率を示しています。そして、各国の女性の貧困率を、労働市場における地位が低い人と中程度から高い人の2つのサブグループに分けて示しています。労働市場内における地位の定義は、年収が、男女を含めた所得分布の下から5分の1以下の者を「低位」、所得分布の上から5分の4の者を「中高位」としました。したがって、「低位」には所得ゼロの人も含まれています。

まず中高位のグループを見てみると、言うま

でもなく、貧困率は非常に低くなっています。ただし、中高位の女性の間でも、相対的貧困率は国によって10%ぐらいのばらつきがあります。次に、より低い労働市場地位の女性の貧困率を見ると、26カ国の平均で、中高位の女性と比べ相対的貧困率は約5倍になっています。労働市場内での地位が低い女性の相対的貧困率は、ルクセンブルクが8%，英語圏諸国の中高位の平均が30%とかなりばらつきがあります。英語圏のなかでも、アイルランドとカナダは貧困率が非常に高いといわれています。ここでも、地域別のクラスタリングが有効な分析ツールであることがおわかりになると思います。労働市場内での地位が低い女性の中で、相対的貧困率は国によって20%から30%のばらつきがあり、中南米諸国や英語圏諸国で特に貧困率は高くなっています。

図4についての考察をさらに深めるために、お手元の資料の表1についてご説明申し上げます。表1は、所得移転後の所得で測った相対的貧困率を、労働市場内の地位別、および、性別で見た表です。女性についてのコラムは図4の数値と同じですが、表1では、男性の貧困率と男女の貧困率の差が、労働市場内の地位ごとに算出されています。

表1の結果は、非常に興味深いものとなっています。私自身、最初にこの結果を見たときに少し驚きましたが、すぐに、なるほどと理解いたしました。この結果は、ほとんどすべての国で、男性の方が女性よりも貧困率が高いということを示しています。これは、少し意外にも思えますが、しかし、ちょっと考えてみると、予想できないことではありません。どの国においても一般的に、女性の方は、労働市場内にいる人が少なく、また所得も少ないです。しかしながら、女性は、男性とパートナーを組むことで貧困から救われる傾向にあるということを示しているわけです。しかし、その反対というはありません。つまり、女性よりも男性の方が労働市場の地位が低い場合には、やはりパートナーも労働市場の地位が低い確率が高く、両者の所得が低いということで、世帯も貧困である確率が高いということになります。これでちゃんとした説明になっているでしょうか。多くの方がうなずいてらっしゃるので、おそらくお分かりいただけたと思います。

この結果は2つのことを意味しています。このことがまさに、女性の仕事や経済的安定性、ジェンダーについて研究しているわれわれ多くの研究者にとっての中心的な課題になろうかと思います。第1に、家族が、女性の所得や所得移転にとって重要な存在であり、第2に、家族の経済的安定性は、男性パートナーの所得に依存しているということです。女性は、労働市場内における地域が低く、男性と同レベルの所得が確保できません。もちろん国によるばらつきはあります、女性の経済的地位の低さがある意味、所得

移転に関して諸刃の剣となっている、ということは各国共通のテーマです。そして、女性にとって、男性パートナーの存在が、貧困に対する所得保障を提供しているということです。したがって、家族内の所得移転をそういった形でとらえなければなりません。しかし他方、このことは、ジェンダーの公平性という意味では非常に問題があります。つまり、女性の経済的基盤が脆弱であるがゆえに、女性の場合、貧困に対する保障は、男性パートナーが経済的に成功を収め続けるか否か、さらには、家族が崩壊せず維持されているか否かに依存している、ということです。これが、この表からお分かりいただけると思います。

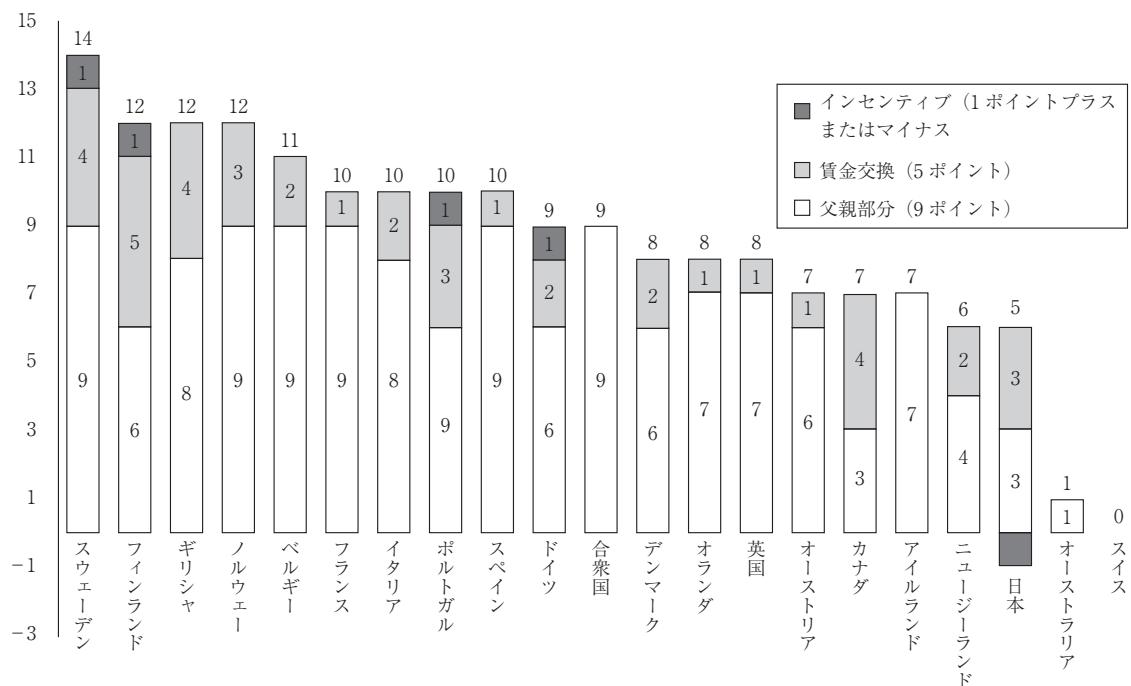
それでは、最後に少し話題を変えて、別のテーマについてお話をしながら、今後の展望について述べさせていただきたいと思います。今回は、ルクセンブルク所得研究についての結果とともに、私自身の研究テーマである、家族や家庭と仕事の両立支援ということについても触れるように依頼を受けておりましたので、最近の研究からハイライトを1つお話ししたいと思います。

皆さん、既にご存じのことだと思いますが、仕事と家庭の両立支援策については、数多くの研究が行われています。女性の雇用状況は、寛容で男女平等な仕事と家庭の両立支援策によって改善され、強化されます。仕事と家庭の両立支援策というのは、OECD諸国でもよく聞かれます。家族に優しい、女性に優しい政策という言い方もしますが、私は、仕事と家庭の両立支援策という方が適切だと思います。こちらの方が用語としてはより正確だからです。

仕事と家庭の両立支援策にはさまざまな要素がありますが、私の研究は主として3つの要素に焦点を当てています。第1に、有給の家族休暇制度です。有給の家族休暇とは、母親や父親としての休暇や、短期的に家族で緊急事態が起きたとき、例えば、子どもの学校で緊急事態が起きたときなどに取る休暇のことです。第2に、労働時間の規

表1 労働市場内の地位別および性別の貧困率：相対的貧困、税引後、所得移転（再分配）後
(2000年代初期～中期)

	低			中高		
	男性	女性	女性-男性	男性	女性	女性-男性
英語圏諸国						
オーストラリア	34.9	28.8	- 6.0	1.5	2.7	1.2
カナダ	35.6	30.5	- 5.2	4.9	6.5	1.6
アイルランド	28.9	30.4	1.5	3.5	3.8	0.3
英国	25.6	26.2	0.6	2.1	3.2	1.2
合衆国	35.1	29.6	- 5.5	7.0	8.5	1.6
平均	32.0	29.1	- 2.9	3.8	5.0	1.2
ヨーロッパ大陸諸国						
オーストリア	22.7	14.2	- 8.5	2.7	2.8	0.1
ベルギー	26.8	17.9	- 9.0	0.8	1.6	0.8
フランス	18.9	15.9	- 3.0	2.8	2.5	- 0.3
ドイツ	14.7	13.0	- 1.7	3.5	4.9	1.3
ルクセンブルク	18.5	7.7	- 10.7	3.6	5.9	2.3
オランダ	11.9	11.2	- 0.7	1.6	2.1	0.4
平均	18.9	13.3	- 5.6	2.5	3.3	0.8
北欧諸国						
デンマーク	14.3	9.2	- 5.0	1.3	1.6	0.3
フィンランド	16.6	10.8	- 5.8	1.9	1.3	- 0.5
ノルウェー	18.4	10.4	- 8.0	1.7	1.9	0.2
スウェーデン	21.3	14.4	- 7.0	2.0	2.3	0.3
平均	17.6	11.2	- 6.4	1.7	1.8	0.1
東欧諸国						
ハンガリー	23.0	13.8	- 9.2	4.5	3.7	- 0.9
クロアチア	20.0	14.7	- 5.3	2.9	2.6	- 0.3
平均	21.5	14.2	- 7.2	3.7	3.1	- 0.6
南欧諸国						
ギリシャ	17.0	14.5	- 2.5	3.4	3.0	- 0.4
イタリア	18.6	19.0	0.4	6.6	2.4	- 4.2
スペイン	15.4	15.3	- 0.1	5.8	5.4	- 0.4
平均	17.0	16.3	- 0.8	5.3	3.6	- 1.7



出典) レイ, ゴルニック, シュミット (2010年) *Journal of European Social Policy*

図5 國際比較の視点からみた有給家族休暇の実情

制。これも非常に重要な政策の要素で、労働市場における男女平等な雇用を形づくるものです。例えば、週労働時間の規制や年労働時間の規制などがこれに当たります。ご存じのとおりEUでは27カ国すべてが、労働時間に対する何らかの規制措置をとっています。こうした労働時間に対する規制措置は、パートタイムかフルタイムかなどの労働形態によらず、また、フレックスタイム制を申請する法的な権利を与えています。こうしたことから、男女平等な雇用、そして、女性の労働市場での地位の向上につながっています。そして3つ目は、幼児教育・保育政策を重要な要素として挙げることができます。

図5が、今日ご説明する最後のスライドになります。この図の引用元は、最近書き上げたばかりの論文で、ジャーナル・オブ・ヨーロピアン・ソーシャル・ポリシーの2010年6月号に掲載された研究です (Ray, Gornick, and Schmitt, 2010)。図5

は、仕事と家庭の両立支援策に関して、寛容さ、男女の平等、そして、有給家族休暇を、21カ国について比較したものです。これらの国は、今までお話をしてきた26カ国とほとんど同じですが、この図の中には日本が入っておりますので、皆さんにとっても関心のあるところだと思います。

図5を作成するにあたって、分析対象とした21カ国について、家族休暇法に関する非常に詳細なデータを収集しました。これらは、2009年1月時点での法律ですから、かなり新しいデータです。ただし、オーストラリアについては、われわれが得点化をした後に、大きな改正がありましたので、解釈に注意しなければなりません。ここで、われわれは、各國における有給家族休暇の現状について、3つの側面からスコアリングを行いました。まず、寛容さについてですが、フルタイムで働いたとして、そのうちのどれだけの労働時間が、母親や父親に所得として支払われているか、

という指標を作成しました。このFull time equivalentという指標は、基本的には、賃金交換で実際に正規の労働時間で賃金を割った数値ですが、それぞれの国によって複雑な計算になっています。国によっては、母親と父親で給付の仕方が違うかもしれません。例えば、北欧諸国、特に南ヨーロッパ、またカナダでは、夫婦双方に対してこの有給休暇が与えられています。そして、有給休暇を夫婦の間で共有し、分割して取得することができるようになっています。そうなると、父親の方の休暇所得率が増える可能性があります。したがって、制度設計は非常に重要であり、国によって大きく違います。

寛容さの点から、休暇制度に関する得点をそれぞれの国について計算するという本研究の手法は、特に珍しい方法ではなく、有給休暇の取得が何週間分の賃金所得と代替可能かを見るものです。ただ、われわれが独自に工夫した点としては、制度設計における男女間の違いを詳細に考察したということです。先行研究においても、われわれの研究からも、制度設計によってインセンティブが変化するという共通の結論が得られました。つまり、制度がどれくらい寛容であるかというよりも、むしろ、実際に休暇を取得するインセンティブがどの程度制度設計に組み込まれているか、男性と女性のどちらが休暇を取得することにより強いインセンティブがあるか、ということの方が重要であるということです。以上のことから、21カ国に関して、男女平等、ジェンダーの公平性の視点から2009年時点での法律を15点満点で得点化しました。各国の得点については、図5の横軸に国名が書かれていますのでご覧ください。

得点方法については、まず、賃金交換を5ポイントとしました。男性がもし家族休暇として与えられた有給休暇を取得した場合に、賃金代替率が高ければ男性の休暇取得率が高まるので、高得点となります。また、この有給休暇の制度に関して、男性だけに与えられている休暇、あるいは、男性も取得可能な休暇を父親部分として評価しまし

た。この計算方法は少し複雑ですので、ここでの説明は省きます。具体的な手法については、われわれの論文をご覧ください (Ray, Gornick, and Schmitt, 2010)。この父親部分には、移転できるものと、移転できないものがあり、父親部分の中で母親にも移転できるようなものがあるかどうかによって、9点満点で評価しました。さらに、本研究では、法律におけるさまざまなインセンティブを評価しました。例えば、有給休暇の取得に関して、男女間での平等な取得を奨励しているのかどうかというような点です。もし、そういったインセンティブ設計が制度として組み込まれていなければ、1ポイントマイナス、組み込まれている場合は、1ポイントプラスとしています。これは、法律が、どの程度パートナー間での平等な休暇の取得を奨励し、かつまた、それを可能にしているかを評価していることになります。

図5をご覧いただくと、制度の寛容さとジェンダーの公平性との間に、ほぼ正の相関があることがおわかりになると思います。しかし、その一方で、北欧諸国については両方の得点が高いが、アメリカの場合には、男女平等では高得点であるにもかかわらず、制度設計自体は決して寛容とはいえない。日本の場合はその逆で、寛容さは中程度ですが、制度設計、インセンティブのあり方、男女平等という観点では得点が低くなっています。男女の公平性という視点から制度設計を評価すると、図5の一番左側に15点満点で14点のスウェーデン、その次に12点のフィンランドやノルウェーといった北欧諸国がきて、それから、ちょっと驚きですが、ギリシャも同じく12点となっています。こうした結果については少し考察を加えなければならないでしょう。われわれの研究は、政策のあり方を見ているわけで、実際に起きていることを見ているわけではありません。ギリシャは、政策や制度設計としては非常に男女平等であると思います。ただし、ほかの北欧諸国とギリシャとの違いは、ギリシャでは、労働市場において公式な推計に表れない部分が多く、そうした要因がこの分析ではカバーしきれていません。

ここで強調しておきたいことは、こうした結果はあくまでもギリシャの制度設計を示しているのであって、実際の休暇の取得可能性とは別の問題であるということです。これは、極めて重要な問題であります。さらに右へ進んでいくとニュージーランドが6点、日本が5点、オーストラリアが1点、イスラエルは0点です。ちなみに、ニュージーランドでは、休暇のほとんどが父親から母親に移転できるという新たな制度を取り入れましたし、先ほど申し上げたように、オーストラリアでは新しい法律が2011年に施行されています。

以上のことから、制度設計だけを見ると、国によってかなりのばらつきがあることがわきます。ここで私たちが強調したい点は、有給の家族休暇制度に関しては、どれくらい制度が寛容であるかではなく、制度が、どの程度までインセンティブを提供しているか、つまり、母親や父親が実際に有給休暇を取得するようなインセンティブが制度に組み込まれているか、ということが重要であるということです。

有給の家族休暇制度に関する研究ではよく指摘されることですが、こういった休暇制度は、女性の労働市場内の地位に対しては良い面もあり、悪い面もあります。つまり、労働市場の男女平等についてもプラスの面とマイナスの面があるということです。有給休暇に対する制度設計は、労働市場における女性の地位や男女平等の観点からも非常に重要ですが、これは制度や政策研究における大きな課題でもあります。仮に、女性が、出産や育児で2～3年の間労働市場から離れてしまうと、人的資源という意味で問題が生じ、ひいては、雇用主が女性を差別するインセンティブにつながる危険性があります。出産や育児に伴う有給休暇が6カ月～12カ月位の短期間ですと、取得代替率も高く、女性の労働市場における地位も損なわれることはありません。またそうした場合は、母親が労働市場に出産後1年以内に復活する確率が高く、さらには、同じ職場に復帰する可能性が高いことが知られています。つまり、このことは、有

給休暇を取得することで母親の所得が低くなる確率を軽減しているといえます。このように、休暇に対する制度設計は、女性にとって有利になりましたり、不利になったりする可能性があります。

昨今、有給休暇の制度設計が、父親の意思決定や行動にどのようなインパクトを与えるかということに関して、非常に多くの研究が蓄積されつつあります。特に北欧諸国の場合、そういう事例が数多く見られます。つまり、父親だけが取得できる有給休暇制度が設置され、父親が取得しなければ有給休暇の権利が失われるといった制度です。例えば、スウェーデンの場合は12カ月間カップルでの有給休暇が取得可能ですが、それが13カ月に改正されました。ただし、13カ月になるのは、父親が有給休暇を取得した場合に限られます。ノルウェーでも、またその他諸国でも同じような改正が行われています。このように、父親から母親へ移転できない有給休暇が増えると、父親の有給休暇の取得率は10倍になります。こうした現象は、男女平等全体からみれば、本当に一部分でしかありませんが、かなり強力なツールと考えてもよいでしょう。

さらに、もう一つ非常に注目を集めている事例で、われわれの論文中にも言及しておきましたが、小国アイスランドでは、何年も前から、共有できる9カ月間の有給休暇をカップルに認める法律があります。しかし、男性の取得率が非常に低いということで、2000年に法律が改正されました。従来認められていた9カ月を3つの期間に分け、3カ月は母親のみ、3カ月は男性のパートナーつまり父親のみ、そして残りの3カ月は共有でとれる期間としました。そうなると、もし男性が3カ月間の有給休暇を取らなければ、その分の休暇取得権を失ってしまうということになるため、改正後1年で、男性の取得率が20倍にはね上がったのです。このアイスランドの事例からも、制度設計に男性の意思決定や行動が極めて有意に反応することということがわかります。したがって、こうした制度設計のあり方、制度へのインセンティブ

の組み込み方は、男女平等社会へ向けての小さな一歩ですが、強力なツールであることがわかります。

私の発表は以上です。この後のパネルディスカッションも楽しみにしております。ご清聴、どうもありがとうございました。

参考文献

Gornick JC. and Jäntti M (2010) "Women, Poverty, and

Social Policy Regimes: A Cross-National Analysis".
LIS Working Paper No. 534, Luxembourg.

Ray R, Gornick JC, and Schmitt J (2010) "Who Cares?
Assessing Generosity and Gender Equality in Parental Leave Policy Design in 21 Countries". *Journal of European Social Policy*. 20(3): pp. 196-216.

(Janet C. Gornick ニューヨーク市立大学教授／
ルクセンブルク所得研究センター長)